

教育委員会提出議案

第42号議案

豊島区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

豊島区学校運営協議会規則(令和3年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

学校名
仰高小学校
駒込小学校
巣鴨小学校
清和小学校
西巣鴨小学校
豊成小学校
朋有小学校
朝日小学校
池袋第一小学校
池袋本町小学校
池袋第三小学校
池袋小学校
南池袋小学校
高南小学校

目白小学校
長崎小学校
要小学校
椎名町小学校
富士見台小学校
千早小学校
高松小学校
さくら小学校
駒込中学校
巣鴨北中学校
西巣鴨中学校
池袋中学校
西池袋中学校
千登世橋中学校
千川中学校
明豊中学校

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を豊島区立駒込小学校、巣鴨小学校、西巣鴨小学校、豊成小学校、朝日小学校、池袋第三小学校、池袋小学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、要小学校、椎名町小学校、高松小学校、駒込中学校、巣鴨北中学校、明豊中学校に設置するにあたり、豊島区学校運営協議会規則を改正するため、本案を提出する。

(資 料)

別添のとおり

豊島区学校運営協議会規則（令和3年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
学校名	学校名
仰高小学校	仰高小学校
清和小学校	駒込小学校
朋有小学校	巣鴨小学校
池袋第一小学校	清和小学校
池袋本町小学校	西巣鴨小学校
高南小学校	豊成小学校
富士見台小学校	朋有小学校
千早小学校	朝日小学校
さくら小学校	池袋第一小学校
西巣鴨中学校	池袋本町小学校
池袋中学校	池袋第三小学校
西池袋中学校	池袋小学校
千登世橋中学校	南池袋小学校
千川中学校	高南小学校
	目白小学校
	長崎小学校
	要小学校

椎名町小学校

富士見台小学校

千早小学校

高松小学校

さくら小学校

駒込中学校

巣鴨北中学校

西巣鴨中学校

池袋中学校

西池袋中学校

千登世橋中学校

千川中学校

明豊中学校

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。